

宝塚市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴力行為等の対策として複数名による訪問体制を行う介護事業者に対し、訪問看護師・訪問介護員等の安全確保及び離職防止を図るため、2 人訪問加算相当額の一部を補助し、もって訪問看護師・訪問介護員等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。

2 宝塚市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等の取扱いに関する規則(平成元年規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「訪問者等」とは、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を提供する訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者、訪問介護員又はこれらの者が所属する事業所の従業者をいう。
- (2)「暴力行為等」とは、別表1に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物損壊行為等をいう。
- (3)「第三者」とは、利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員をいう。
- (4)「2 人訪問加算」とは、訪問介護の 2 人訪問加算、訪問看護の複数名訪問加算をいう。
- (5)「おそれがある」とは、暴力行為等(別表 1 に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物損壊行為等)、これに類似する行為、利用者等の状況から、今後、暴力行為等を受ける可能性があると認められることをいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付対象となる事業者(以下、「補助対象事業者」という。)は、次の(1)から(5)の補助要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 兵庫県内に事業所が所在し、宝塚市の介護保険被保険者に訪問看護等のサービスを提供する事業者。
- (2) 訪問者等の安全確保のために複数名の訪問を行わせることについて、利用者等に同意の依頼を行っているが、同意が得られず 2 人訪問加算の適用ができないこと。ただし、市長が2人訪問加算の同意を得る働きかけが困難であると認める場合は、2 人訪問加算の同意の依頼を行ったものとみなす。
- (3) 当該事業者の雇用する訪問者等が、利用者等から暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。
- (4) サービス提供記録や第三者の意見など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (5) 暴力行為等の解決に向けた取組や、被害の軽減を図るための対応を行っていること。

(補助金基準単価)

第4条 補助基準単価は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 訪問看護、介護予防訪問看護

(看護師等による複数名訪問)	30 分未満	2,540 円/回
	30 分以上	4,020 円/回
(看護師等と看護補助者による複数名訪問)	30 分未満	2,010 円/回
	30 分以上	3,170 円/回

(2) 訪問介護

(訪問介護による複数名訪問)	20 分未満	1,630 円/回
	20 分以上 30 分未満	2,440 円/回
	30 分以上 1 時間未満	3,870 円/回

(補助基準額)

第 5 条 補助基準額は、市長が認めた2人体制でのサービスの提供回数に補助基準単価を乗じた額とする。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の額は、前条に規定する補助基準額に3分の2を乗じた額(その額に

10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、予算の範囲内で、市長が決定する。

(交付申請に係る事前協議)

第 7 条 この補助金の交付を受けようとする者は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 算定について利用者又は家族等への同意の依頼を行った記録

(2) 暴力行為等の内容を確認することができる記録又は第三者が把握する利用者等の情報に基づいて暴力行為等の内容を確認することができる記録

(3) 暴力行為等の解決又は被害の軽減を図るために事業者が行った対応及び当該対応の結果を確認することができる記録

2 市長は、前項の事前協議があったときは、事前協議の内容を判定し、判定結果を補助対象事業者に連絡するものとする。

(交付申請)

第 8 条 前条第 2 項の規定により、事業対象と判定された事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号の 1)

(2) 収支予算書(様式第2号の2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付

決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、前条の補助金交付決定通知書に記載の事業に変更・中止(廃止)にかかる承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止(廃止)申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、中止(廃止)の承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 事業計画書(変更後)(様式第4号の1)

(2) 収支予算書(変更後)(様式第4号の2)

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助事業変更決定書(様式第5号)又は補助事業中止(廃止)決定書(様式第6号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(現況報告書の提出)

第 11 条 補助対象事業者は、現況報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、年 1 回、補助対象期間(補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の 3 月末日まで)のおおむね半期に当たる時期に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が 3 カ月以内の場合についてはこの限りでない。

(1) 第8条第1号から第3号に掲げる書類(内容に変更がある場合に限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助対象事業者は、補助事業等実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第8号の1)

(2) 補助事業等に係る収支決算書(様式第8号の2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、実績報告の内容につき審査を行い、その内容が適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助対象事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2)他市町村の同様の補助金等の交付を受けたとき。
- (3)本要綱及び交付決定の内容に違反したとき。
- (4)その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金返還命令書(様式第12号)により、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(帳簿等の保存)

第 18 条 事業者は、補助事業の実施に関し、必要な事業記録や証拠書類等を、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間、保存しておかなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し令和5年4月1日からする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、この要綱は、なおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

補助対象となる暴力行為等

暴力行為等の内容	1 迷惑行為等 (1) 迷惑行為 じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品(包丁、バット、可燃物等)を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける又は居宅内外に置く等 (2) 暴言 訪問者等への悪口、侮辱 (3) 過大なクレーム どう喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム。ただし、長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。 (4) ストーカー行為 つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等 (5) セクシャルハラスメント 抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等 (6) 脅迫 殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えること、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等 2 暴力行為 素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等 3 器物損壊行為 故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等 4 その他市長が認める行為
-----------------	--